

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）工業地区上鳥羽土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例（平成17年3月25日京都市条例第102号）（建設局都市整備部区画整理課）

次の条例は、それぞれ次の地域において土地区画整理事業を施行するために定められたものですが、当該事業の終了により存続させる必要がないので、これらを廃止することとしました。

- 1 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）工業地区上鳥羽土地区画整理事業施行規程 京都市南区西九条柳ノ内町ほか32箇町（換地処分後にあつては、京都市南区西九条森本町ほか25箇町）
- 2 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西浦地区土地区画整理事業施行規程 京都市伏見区深草西浦町ほか2箇町（換地処分後にあつては、京都市伏見区深草西浦町一丁目ほか9箇町）
- 3 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業京都駅地区土地区画整理事業施行規程 京都市下京区東塩小路町ほか4箇町（換地処分後にあつては、京都市下京区東塩小路町ほか2箇町）

この条例は、平成17年3月25日から施行することとしました。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）工業地区上烏羽土地地区画整理事業  
施行規程等を廃止する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 梶本頼兼

京都市条例第102号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）工業地区上烏羽土地地区画  
整理事業施行規程等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）工業地区上烏羽土地地区画整理事業施行規程
- (2) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西浦地区土地地区画整理事業施行規程
- (3) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業京都駅地区土地地区画整理事業施行規程

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局都市整備部区画整理課)